

○確認申請・計画通知、検査申請・完了通知、中間検査手数料

(令和6年4月1日から施行)

手数料の名称 (面積区分)		手数料額	摘要等	
確 認 申 請 ・ 計 画 通 知	●建築物確認申請等手数料 ^{※1}		手数料の金額の算出の基礎とされている床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積について算定する。 (1) 建築物を建築する場合((2)に掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積 (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積) (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合((4)に掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1 (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1 ※1道以外の確認を受けた建築物の計画を変更する場合(当該申請等の直前の建築物の計画の変更について道の確認を受けた場合を除く。)にあつては別表に定める金額をそれぞれ基本額に加算した金額とする。 ※2確認の特例…建築基準法施行令第10条第1号、第3号及び第4号に掲げる建築物であることをいう。	
	0㎡～30㎡以内	確認の特例 ^{※2} 以外		16,000 円
		確認の特例 ^{※2} の場合		14,000 円
	30㎡超え～100㎡以内	確認の特例 ^{※2} 以外		25,000 円
		確認の特例 ^{※2} の場合		21,000 円
	100㎡超え～200㎡以内	確認の特例 ^{※2} 以外		38,000 円
		確認の特例 ^{※2} の場合		32,000 円
	200㎡超え～500㎡以内	確認の特例 ^{※2} 以外		51,000 円
		確認の特例 ^{※2} の場合		42,000 円
	500㎡超え～1,000㎡以内			82,000 円
	1,000㎡超え～2,000㎡以内			110,000 円
	2,000㎡超え～5,000㎡以内			220,000 円
	5,000㎡超え～10,000㎡以内			370,000 円
	10,000㎡超え～20,000㎡以内			530,000 円
	20,000㎡超え～50,000㎡以内			740,000 円
50,000㎡超え～		1,000,000 円		
●建築設備確認申請等手数料		18,000 円		
●建築設備確認申請等手数料(変更)	道の確認を受けた計画に記載された建築設備を変更する場合	12,000 円		
	道以外の確認を受けた計画に記載された建築設備を変更する場合	19,000 円		
●工作物確認申請等手数料		17,000 円		
●工作物確認申請等手数料(変更)	道の確認を受けた計画に記載された建築設備を変更する場合	12,000 円		
	道以外の確認を受けた計画に記載された建築設備を変更する場合	18,000 円		
ル ー ト 2 審 査	0㎡～1,000㎡以内	130,000 円	法第6条の3第1項ただし書又は第18条第4項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をする場合にあつては、構造計算1件につき、その床面積の合計の区分に応じ、左記の金額を加算する。	
	1,000㎡超え～2,000㎡以内	180,000 円		
	2,000㎡超え～10,000㎡以内	210,000 円		
	10,000㎡超え～50,000㎡以内	260,000 円		
	50,000㎡超え～	500,000 円		

検 査 申 請 ・ 完 了 通 知	●建築物完了検査手数料 ^{※1}		<p>手数料の金額の算出の基礎とされている床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</p> <p>※1 道以外の確認を受けた建築物の計画を変更する場合(当該申請等の直前の建築物の計画の変更について道の確認を受けた場合を除く。)にあっては別表に定める金額をそれぞれ基本額に加算した金額とする。</p> <p>※2 検査の特例…建築基準法施行令第10条第1号、第3号及び第4号に掲げる建築物であることをいう。</p>	
	0㎡～30㎡以内	検査の特例 ^{※2} 以外		17,000 円
		検査の特例 ^{※2} の場合		15,000 円
	30㎡超え～100㎡以内	検査の特例 ^{※2} 以外		20,000 円
		検査の特例 ^{※2} の場合		18,000 円
	100㎡超え～200㎡以内	検査の特例 ^{※2} 以外		27,000 円
		検査の特例 ^{※2} の場合		22,000 円
	200㎡超え～500㎡以内	検査の特例 ^{※2} 以外		35,000 円
		検査の特例 ^{※2} の場合		31,000 円
	500㎡超え～1,000㎡以内			57,000 円
	1,000㎡超え～2,000㎡以内			79,000 円
	2,000㎡超え～5,000㎡以内			130,000 円
	5,000㎡超え～10,000㎡以内			190,000 円
	10,000㎡超え～20,000㎡以内			270,000 円
	20,000㎡超え～50,000㎡以内			390,000 円
	50,000㎡超え～			570,000 円
	●建築物完了検査手数料(中間検査合格証の交付を受けた場合) ^{※1}			
	0㎡～30㎡以内	検査の特例 ^{※2} 以外		16,000 円
		検査の特例 ^{※2} の場合		14,000 円
	30㎡超え～100㎡以内	検査の特例 ^{※2} 以外		19,000 円
		検査の特例 ^{※2} の場合		17,000 円
	100㎡超え～200㎡以内	検査の特例 ^{※2} 以外		26,000 円
		検査の特例 ^{※2} の場合		21,000 円
	200㎡超え～500㎡以内	検査の特例 ^{※2} 以外		34,000 円
	検査の特例 ^{※2} の場合	30,000 円		
500㎡超え～1,000㎡以内		54,000 円		
1,000㎡超え～2,000㎡以内		74,000 円		
2,000㎡超え～5,000㎡以内		120,000 円		
5,000㎡超え～10,000㎡以内		180,000 円		
10,000㎡超え～20,000㎡以内		260,000 円		
20,000㎡超え～50,000㎡以内		380,000 円		
50,000㎡超え～		560,000 円		
●建築設備完了検査手数料	① ②、③以外の場合	18,000 円		
	② 道の確認を受けていない建築設備の計画に記載された建築設備又は道の確認を受けた建築設備の計画に記載されていない建築設備の場合	25,000 円		
	③ 建築設備の計画の変更により、道の確認を受けた建築設備の計画に記載された建築設備を変更したことがある当該建築設備の場合	19,000 円		
●工作物完了検査手数料	① ②、③以外の場合	14,000 円		
	② 道の確認を受けていない工作物の計画に記載された工作物又は道の確認を受けた工作物の計画に記載されていない工作物の場合	20,000 円		
	③ 工作物の計画の変更により、道の確認を受けた工作物の計画に記載された工作物を変更したことがある当該工作物の場合	15,000 円		

中 間 検 査	●建築物中間検査手数料		※手数料は、特定工程に係る部分の床面積で区分されている。	
	0㎡～30㎡以内	14,000 円		
	30㎡超え～100㎡以内	17,000 円		
	100㎡超え～200㎡以内	20,000 円		
	200㎡超え～500㎡以内	27,000 円		
	500㎡超え～1,000㎡以内	40,000 円		
	1,000㎡超え～2,000㎡以内	54,000 円		
	2,000㎡超え～5,000㎡以内	90,000 円		
	5,000㎡超え～10,000㎡以内	140,000 円		
	10,000㎡超え～20,000㎡以内	180,000 円		
	20,000㎡超え～50,000㎡以内	250,000 円		
	50,000㎡超え～	380,000 円		
別 表 （ 計 画 変 更 申 請 ・ 完 了 検 査）	●建築物加算手数料		<p>(1) 道の確認を受けていない建築物の計画の変更又は当該計画に係る建築物の工事の完了に係る検査の申請をする場合 当該申請又は通知に係る建築基準法第6条第1項後段の規定により変更する前の計画に係る建築物の建築、修繕又は模様替に係る部分の床面積（建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合にあっては、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(2) (1) 以外の場合 当該申請又は通知の直前の計画の変更に係る建築物の建築、修繕又は模様替に係る部分の床面積（建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）、建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>※確認の特例…建築基準法施行令第10条第1号、第3号及び第4号に掲げる建築物であることをいう。</p>	
	0㎡～30㎡以内	確認の特例※以外		+ 6,000 円
		確認の特例※の場合		+ 4,000 円
	30㎡超え～100㎡以内	確認の特例※以外		+ 14,000 円
		確認の特例※の場合		+ 10,000 円
	100㎡超え～200㎡以内	確認の特例※以外		+ 27,000 円
		確認の特例※の場合		+ 21,000 円
	200㎡超え～500㎡以内	確認の特例※以外		+ 39,000 円
		確認の特例※の場合		+ 31,000 円
	500㎡超え～1,000㎡以内			+ 71,000 円
	1,000㎡超え～2,000㎡以内			+ 100,000 円
	2,000㎡超え～5,000㎡以内			+ 200,000 円
5,000㎡超え～10,000㎡以内		+ 350,000 円		
10,000㎡超え～20,000㎡以内		+ 520,000 円		
20,000㎡超え～50,000㎡以内		+ 720,000 円		
50,000㎡超え～		+ 1,000,000 円		